区のお知らせ

足立区
企画室
☎（882）1111
足立区千住一丁目50

人口調べ
（昭和45年3月1日現在）

世帯数	174,518
男	291,031
女	277,675
計	568,706

（前月より1,451人増加）

無料法律相談案内
日常生活上のもめごとや法的手続き方法など。専門の弁護士が相談を受けます。区役所（1階）毎月第一・第三木曜日、第二庁舎（旧梅島支所）は毎月第三水曜日。お気軽にどうぞ。

町ぐるみで事故防止を

今月六日から十日間「春の全国交通安全運動」が始まります。三月十六日現在、全国の交通事故死者は三千人をこえ、昨年より五日も早いペースです。この悲しい記録はどこまで続くのでしょうか―。これを機会にみんなで考えましょう。

裏通りを重点に―子どもと老人の保護

四月六日～十五日　全国春の交通安全運動

春の交通安全期間中、区では次のようなことを重点的に運動を行ないます。いずれも区民のみなさんのご協力があってこそ、その成果があがるものです。どうぞ、ご協力ください。

こどもと老人を守ろう

▽道路へのとびだしをさせない
▽幼児のひとり歩きをさせない
▽こどもを道路で遊ばせない
▽歩行に不自由な老人は、ひとりで出歩かない
▽幼児を連れて歩くときは、必ず幼児を車と反対側の方を歩かせ、必ず手をつないでいる
▽幼児のときから、信号の意味や対面交通（人は右・車は左）など交通ルールを実地に教える

正しい横断は身を守る

▽道路の横断は、必ず横断歩道か横断歩道橋を渡る
▽道路の横断は、安全を確かめて、人を見たら、強く注意してやめさせる
▽信号機のあるところでは、必ず信号にしたがって横断する
▽車の直前・直後や見通しの悪いところでは横断しない
▽横断禁止場所での横断、ななめ横断は絶対にしない
▽警報機が鳴っているとき、または、遮断機がおりているときは、踏切内に絶対はいらない

車を凶器にしないよう

▽歩行者の横断の安全は絶対守る
▽横断歩道の手前で、他の車が一時停止しているときは、後の車は必ず横断歩道の手前で止る
▽交差点、横断歩道の付近では、追い抜き、追い越しをしない
▽横断歩道の付近では、駐車や停車をしない

酒は一滴でもダメ

▽酒を飲んだら運転しない
▽運転する人には酒を飲ませない
▽酒を飲んで車を運転しようとする人を見たら、強く注意してやめさせる

二輪車ではヘルメットを

▽二輪車に乗るときは、ヘルメットをかぶる
▽ジグザグ運転や割込みはしない
▽自転車の二人乗りはしない

裏通りでの事故防止

▽裏通りでは、道路標識に特に気をつけ、安全速度や徐行を守る
▽道路に水をまくとスリップしやすくなるので、むやみにまかない
▽買物中、幼児には十分気を配る
▽裏通りでの自動車の不正駐車をしない、させない

死亡事故多発地帯

足立区などの周辺区

昨年中都内で発生した交通人身事故数は、七万九千七百八十八件、うち、死者八百六十四人、重傷者八千三百七十五人となっています。この数字によれば、一日平均二百十九人が事故にあい、二・四人が死んだことになります。これを足立区についてみると、四十四年中三千七百九十二件の事故数が発生し、四千九百八人の人が死んだり大ケガをしたりしました。特に、死者の数は、五十四人で、大田区の六十二人に次ぐ死亡数となり、江戸川・葛飾区などがこれに続いています。

この交通事故発生件数や死者数とし三月三日に公布し、いずれもこの四月一日から施行されました。おもな内容は、次のとおりです。

公害の規制拡充強化

ガソリンスタンドやピアノの音も対象に

四月一日から施行　東京都公害防止条例　公害防止条例施行規則

いまや公害は、世界の国々で大きな社会問題となっています。去る三月開かれた「国際公害シンポジウム」では、東京をはじめ、大阪・四日市・富士市などの公害都市の実態を調査し、そのあまりのひどさに驚かされたようです。

都では、これまで「工場公害防止条例」「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」をこれらの条例・「騒音防止条例」「ばい煙防止条例」によって、公害を規制してきましたが、今回これらをまとめ「東京都公害防止条例」として、昨年七月制定しました。また、この内容を具体的に定めた「公害防止条例施行規則」を

工場設置には認下が必要

都内で、工場を設置しようとする場合は、そこで使用する機械の種類・作業の内容・公害発生の程度とその防止方法などについて、都または区に書類を提出し、認下を受けなければなりません。またすでにある工場でも、機械の入れ替えや、作業方法を替える場合も同様の手続きが必要です。

改善命令や操業停止も

都と区では、毎日公害監視パトロールを行なったり、住民のみなさんから苦情や陳情があった場合、現場の検査を行ない、規則の基準に合っていない場合には、それに合うよう指導や改善命令をすることができるようになりました。特に、ひどい工場には、作業や操業の停止を命令することができます。

畜舎や駐車場も対象に

最近、駐車場やガソリンスタンドなども、あらかじめ届出をしないで、検査を受けなければなりません。畜舎も同様です。また、街頭での放送についても、常時監視を行なっています。

深夜騒音の規制

最近、都はもちろん、周辺区までも、深夜まで営業しているスナックなどがあります。これら業種については、夜間十一時半以降朝六時までの営業を、「特定の地域」では禁止することになりました。

禁止される業種は…スナック、バーなどの飲食店や喫茶店、ガソリンスタンド、LPGスタンド、ボーリング場、バッティングセンター、スイミングプール、ゴルフ練習場、材料置場です。

禁止される地区は…飲食店、喫茶店以外の業種については、全住居地域と、それに隣接する二十㍍の範囲内です。飲食店と喫茶店は住居専用地域とその周辺二十㍍以内は全面的に禁止されました。

たき火やピアノの音も

その他、区民のみなさんが、日常生活上で、守っていただくことがあります。

その一つは、焼却炉などでごみを焼く場合に、うすい灰色よりも濃い煙を出さないこと。その二は、ピアノやテレビなどの楽器音等、家庭からの騒音も出してはいけなくなりました。これらは、隣近所にたへん迷惑をかけますから、お互いに気をつけましょう。

◇　◇　◇

公害についての苦情・相談は

みなさんの日常生活上、工場騒音や悪臭など、公害と思われることがありましたら、区役所公害課へお申し出ください。

200円ではいれます

―特別区交通災害共済―

手続きは簡単、あなたのお近くの出張所、または区役所に備えてある「自動加入機」に、百円玉二コを入れ、出てきたカードに住所、氏名を書き、半券を加入機のポストに戻せば、手続はOK。二十三区内に住民登録しているかたならだれでもはいれます。その日から一年間有効。

見舞金　交通事故で死亡した場合…五十万円、全治六月以上の傷害…十万円、全治三か月以上の傷害…五万円、全治一か月以上の傷害…二万円、全治一週間以上の傷害…五千円、全治一週間未満の傷害…二千円。

問い合わせ先　区民課区民係

心臓とじん臓のいっせい検査

―区立の小・中学生に―

最近、小中学生の心臓病やじん臓病がふえています。昨年の検査では、百人中二人が幼少年にもかかわらず、じん臓病のおそれがありました。

区教育委員会では、この検査を重くみて、本年度も徹底的に検査をしますが、さらに、心臓病についても、他区に先がけて実施することにしました。

心臓検査は、四月初旬に生徒を通じて各家庭へ「調査票」を配ります。生徒の健康状態を記入していただいて、それをもとに校医が検査を行ないます。四月下旬には全校終了の予定。

また、じん臓病の尿検査は、四月中に採尿を行ない、専門の検査機関にたのみます。五月中旬までには全校の結果がわかる予定。これらの検査で、病気のおそれのある小中学生には、第二次、第三次と精密検査まで行ないますので各ご家庭でもご協力をお願いします。

このことを担当＝学務課学校保健係

軽自動車税
四月三十日が納期です

事故にあったら

ひとりで悩まず相談所へ

東京交通安全協会（財団法人）の**交通相談所**は、被害者・加害者を問わず相談にのり相談内容の秘密は、絶対他に漏らしません。相談料は無料

所在地　足立区役所内
電話　八八一―七四七四

交通安全　講演と演芸の集い

「ブルーコメッツ」の演奏など多彩

千住交通安全協会では、区・千住警察署・千住防犯協会・千住母の会の協賛を得て、「春の交通安全運動、区民の集い」を催します。

どなたでも入場自由ですから、お気軽においでください。

日時―四月七日（火）午後六時
場所―区産業振興館会堂
内容―①吹奏音楽＝警視庁音楽隊　②交通安全の話（こどもと老人を交通事故から守ろう）…千住警察署長　③舞踊…坂東三代親社中　④腹話術…時山政昭　⑤特別公演…ジャッキー吉川とブルーコメッツ（ポピュラー音楽）

区内で発生した（四十四年中）事故原因は、次のとおりです。

運転者側の原因（　）内は件数
①安全運転義務違反（ハンドル操作の不確実やわき見運転）（一二八九）　②徐行違反（二八八）　③右・左折違反（二四〇）　④一時停止違反（三二八）　⑤車間距離の不足（一七五）　⑥スピード違反（一二八）　⑦横断・転回・後退の不適当（一一四）　⑧酒酔運転（一〇五）　⑨歩行者保護義務違反（八八）　⑩信号無視（七八）、その他優先通行違反など。

歩行者側の原因
①道路への急なとびだし（三九一）　②車の直前・直後の横断（一三三）　③左側通行（七七）　④横断歩道外の横断（五八）　⑤路上遊び（四五）　⑥幼児の一人歩き（二六）　⑦酔っぱらい（二四）　⑧斜め横断（一四）　⑨路上作業（八）　⑩信号無視（七）その他過失なし（六二）など。

■初心者講習会

カメラ教室
区教育委員会では、区写真連盟と協力して、写真教室を開きます。
日時―四月十六日（木）午後六時～九時
場所―区青年館（西新井一丁目四一七）八九〇一〇〇六二
講師―フォトコンテスト編集長　伊藤美一氏（写真の理論と技法について初歩から）
申込み―参加自由（当日会場へおいでください）

十六ミリ映写技術講習会
くわしくは、社会教育課文化係へ。
日時―四月二十一日（火）～二十四日（金）・二十八日（火）…三十日（木）全六日間
時間―午後六時～八時三十分
場所―区青年館（西新井一丁目四一七）
申込み―四月七日から受付け、定員五十名になりしだい締切り。
▽申込み、問い合わせは、社会教育課文化係へ。

■趣味の教室

東部区民福祉センター（東綾瀬一丁目五―一七）では、次のとおり、趣味と実益を兼ねた「教室」を開きます。基礎的な知識や技術が楽しみながら身につけられるよう計画しています。特に初心のかたを歓迎します。

囲碁教室《初級》　日時―四月五日（日）、十九日（日）午後一時三十分　講師―富川龍治三段
絵画教室《油絵＝風景》　日時―十一日（土）、二十五日（土）午後一時三十分　講師―木村林吉氏
生花教室《古流》　日時―十七日（金）午前十時　講師―岩佐マチ氏
料理教室《季節のお惣菜》　日時―二十一日（火）午後一時三十分　講師―増田幸永氏
手芸教室《七宝焼》　日時―二十二日（水）午前十時　講師―勝俣真江氏　教材費―五百円（カフスボタン、タイピン、ペンダント、指輪、ブローチなどを作ります）
絵筆＝小筆、ぐいのみをお持ちください。
以上の申込み、お問い合わせは、同センター事業係（六〇五―七一〇一）へ。なお、月曜日は休館日です。

下水道砂幹線完成

千住地区に 水洗トイレ実現

堤北地区では「小菅処理場」の建設始まる

長い間、待ち望んでいた〝水洗便所化〟が、この四月一日からできるようになりました。これは、千住地区から江東区砂町まで続く「砂幹線」下水道がこのほど完成したためです。これにより、いままで、隅田川に放流され、汚濁原因の一つとなっていた汚水（家庭や工場排水など）がきれいな水となって流されますので、環境の浄化にも役立ちます。

水洗化される地域

今回、区内で「甲地区」（水洗便所化される）となる地域は、別図のとおり、千住地区の大部分です。その面積は、約三・一平方キロ㍍、世帯数約二万六千、人口約八万です。

なお、図中の白い部分は、今回の甲地区指定から除かれた地域です。

（全部甲地区となる地域）

千住一～五丁目／千住仲町／千住緑町三丁目／千住中居町／千住寿町／千住龍田町／千住柳町／千住元町／千住大川町／千住旭町／千住東一～二丁目／千住関屋町／日ノ出町／柳原二丁目

（一部甲地区となる地域）

千住宮元町三～五・七～三一番の全部、一・二・六番の一部／千住緑町一丁目一～二番の全部、三～七・一〇の一部／千住緑町二丁目七～三六番の全部、一～六番の一部／千住木町一～一八番の全部、一九～二七・二九～三六・三八・四一・五一～五四番の一部／千住河原町一～三・一～五・一～一〇七～一〇九・一一～一一六番の一部／千住曙町一～二・二五～三五・三八～四二番の全部、三二～二四・三六・三七番の一部／柳原一丁目一～三番の全部。

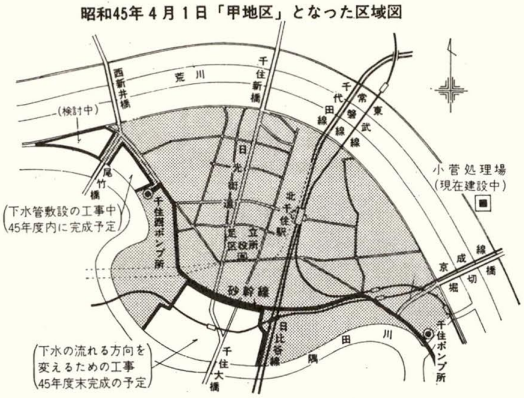

〔注〕堤北地区については、現在「小菅処理場」を建設中ですが、これに並行して、「梅田ポンプ所」の建設も45年度から始められ、47年度末には、梅田・足立地区などの一部地域が、雨水のポンプ排水ができる「乙地区」となる予定です。

完成まで三十三年間

「砂幹線」の下水道工事は、昭和十二年に開始されましたが、太平洋戦争などのため一時中断。戦後、昭和二十七年から工事が再開され、ことし、三十三年ぶりに完成されたものです。

砂幹線は、千住西ポンプ所（千住桜木町三二）から始まり、補助一一九号線の下を通り、墨田・江東区へと抜け、「砂町処理場」（江東区新砂三丁目九―一）までの延長約一四・五キロ㍍。管の太さは、千住西ポンプ所付近が五〇〇ミリ、千住曙町辺で四〇〇〇ミリ、千住龍田町辺で四〇〇〇ミリとなり、いちばん太い場所（江東区大島六丁目）では、なんと高さ五・二㍍、幅四・七㍍にもなります。また、この下水管の導水能力は、区内で一日当り約五万立方㍍（重量換算約九〇〇トン）を見込んでいます。

なお、砂町処理場の処理能力は、一日四二万五四〇〇立方㍍です。

堤北地区は小菅処理場

堤北地区（荒川の北側）については、高野幹線・西新井幹線・保木間幹線・東島根幹線・普賢寺幹線および梅田幹線・小菅幹線が計画されていますが、いずれも小菅処理場に結ばれるものです。小菅処理場は、現在、葛飾区小菅一丁目に建設中です。

これに伴い、梅田四丁目に梅田ポンプ所を建設する予定で、これが完成すれば、四十七年度末にはこの付近一帯の雨水を、ポンプで排水できる状態になるでしょう。

「甲地区」に助成金がでます

「私道排水設備」と「水洗便所」工事

快適な都市生活には、水洗便所のあることが、最低基本線の一つであるといわれています。ですから区の堤南部（荒川以南）が、よりやくその基本線に達したといえるでしょう。

そこで、さっそく、水洗便所や排水設備を各家庭に取り付けることになりますが、「甲地区」として指定された地域では、それに要する工事費の一部を、都と区で補助します。

私設下水道を設ける場合

都では、道路幅が一・八㍍以上あり、その長さが二〇㍍以上で、下水排水をする家が一〇戸以上ある場合、標準工事費（一㍍あたり約一万一千円）の二分の一以内の額の助成金をだします。また、区では、都が出した助成金額の二分の一の助成金を出します。

水洗便所に改造する場合

一世帯の前年の所得総額が、百二十万円未満の場合、一万一千円以内（生活保護世帯などには三万三千円以内）の助成金が、都からだされます。

工事の依頼は必ず都指定の工事店へ

水洗化工事には、甲地区指定後必ず「東京都指定下水道工事店」へ依頼しましょう。「もぐり」の業者に頼んで、思わぬ損をすることがあります。ご注意ください。

下水道料金が変わります

乙地区から甲地区に変更された地域では、別表のように下水道料金が「甲地区料金」に変わります。

相談・問い合わせは…

都下水道局北部第一管理事務所（荒川区荒川八丁目二五一一）電話八〇一―〇三〇三・二八九四

■料金表　（1か月につき）

汚水の種別	排出量	新しい料金	現在の料金
一般汚水（一般家庭）	8㎥までのもの	800円	400円
	8㎥をこえるもの	1㎥につき 100円	〃 50円
都場汚水（お風呂屋さん）	8㎥までのもの	640円	320円
	8㎥をこえるもの	1㎥につき 80円	〃 40円
食堂汚水	8㎥までのもの	480円	240円
	8㎥をこえるもの	1㎥につき 60円	〃 30円

都住公募（地元割当分）

申し込みは四月六日～十一日まで

足立区に割り当てられた都営住宅百九十二戸分の入居者募集を四月六日（月）～十一日（土）までの六日間行ないます。

申込み用紙は　区役所内区民部管理課と第二庁舎、各出張所でさしあげますが、**受付は**区民部管理課だけ。なお、郵送による申込みは、四月十一日までの消印があり、十四日までに足立郵便局に到着したもの限り有効です。

申込み用紙を受けるとき、新しい「米の通帳」が必要ですので、あらかじめご用意ください。

今回募集する住宅の戸数と所在地は、次のとおりです。

第一種＝百六十六戸

一、西保木間四一五＝四十八戸
二、竹の塚七一一三＝三十六戸
三、上沼田町一七一七＝三十二戸
四、谷在家町二九三＝四十一戸
五、江北二一八〇八＝九戸

第二種＝二十六戸

一七、竹の塚七一六＝十五戸
三三、西保木間二一一七＝十一戸

「都住」募集のテレフォンサービス

都住宅局では、みなさんの利便を図るため、都営住宅募集ニュースを、電話でお知らせすることにしました。これは、天気や時間の問い合わせ電話サービスと同様、自動録音電話です。

電話番号　二一二一五六五一（代）

古千谷土地改良区略図

あなたのご意見を

青少年モニター募集

あすの時代をつくる青少年を、健やかに育てるため、区教育委員会では、区民のみなさんのご意見を求めています。

モニターの内容　青少年問題についての意見を、毎月一回八百字程度にまとめ、区に報告していただきます。（モニターの氏名は、公表しません）

謝礼＝年間六千円。

応募方法＝原稿用紙に八百字程度、区の青少年対策についての感想を書き、社会教育課青少年係へお送りください。（原稿用紙の裏に、氏名・性別・年齢・住所・職業・電話をご記入ください）

応募資格＝満二十歳以上で、性別・職業は問いません。ただし、公職にたずさわっているかたは、ご遠慮ください。

募集人員＝二十名

締切り日＝四十五年四月二十日

□□□

伊興・舎人地区の土地改良に続き、古千谷町の大部分と入谷町、舎人町などの一部および飛地を含んだ地域の土地改良がこのほど完了し、四月一日から**古千谷一～五丁目**という新しい町名に変わりました。その面積（単位キロ㍍）は次のとおりです

古千谷一丁目＝〇・三三　同二丁目＝〇・一七　同三丁目＝〇・一五　同四丁目＝〇・二二　同五丁目＝〇・二一。合計〇・八九平方キロ㍍。人口は約一九〇〇人、世帯数約五五〇〇です。これにより、伊興町番田・伊興町京伝という二つの町名はなくなりました。

古千谷の「土地改良」成る

4月1日から新町名に

住所変更手続きを

この地域の人びとの住民基本台帳や戸籍簿は役所で書きかえますが、次のものは、みなさん自身が住所変更手続きをしなければなりません。

①自動車の運転免許証（西新井警察署）　②登記所の不動産物件の所有者の住所（登記所）　③自動車車検証（陸運事務所足立支所）　④国民健康保険証および国民年金手帳（区役所本庁または第十四出張所）　⑤外国人登録証（区役所本庁）

なお、①～⑤までは区役所総務課および第十四出張所で無料発行している「町名地番変更証明書」が必要です。

設備資金に二百万円融資

区では、区内中小企業の振興を図るため、これまで五十万円以内の事業資金貸し付けを行なっていましたが、本年度から別に一口三百万円までの「設備資金」貸し付けを行ないます。

これは、中小企業のかたが、店舗・機械・設備あるいは、公害防除のために改善しようとする場合などに、低利で長期の資金を融資するものです。

融資を受けるには…

①事業税・特別区税（法人の場合は法人都税）を完納し、②区内の同じ場所で同じ事業を一年以上引き続いて営んでいること。

ただし、仲介・不動産・遊興娯楽業などは、除かれます。

融資の条件

▽一企業二百万円以内　▽返済期間三か年　▽利率年八分五厘以内（原則として、信用保証協会の保証が必要。この信用保証料については、一部を区が負担）。

申し込み先…

融資の申し込みは、区役所経済課商工係。（実際の融資取り扱いは、区内のおもな金融機関）

※　なお、五十万円の事業資金については、一か年返済、信用保証料の全額を区負担で、これまでどおりの方法です。

小児まひ等の予防接種

足立・千住保健所では、次の各種予防接種を行ないます。

〔急性灰白髄炎〕（小児まひ生ワクチン）＝受ける人…昭和四十四年七月一日から同年十二月三十一日までの出生者（一回目）、昭和四十四年一月一日から同年六月三十日までの出生者（二回目）。

〔種痘・ジフテリア・百日せき・破傷風混合〕第一期＝受ける人…昭和四十四年四月から同年六月までの間に、第一期（三回式）を完了したかた。

第二期＝受ける人…昭和四十五年四月一日から満一歳…昭和四十四年七月一日から同年十二月三十一日までの出生者。

〔ジフテリア・百日せき混合〕第一期＝受ける人…昭和四十四年四月から同年六月までの間に、第一期（三回式）を完了したかた。

日時・場所については、該当するご家庭にハガキ、チラシ等でご通知しますが、ご不明の点はお保健所へお問い合わせください。

足立保健所　八四〇―五一四一
千住保健所　八八八―四二七七

犬の登録と予防注射

区と足立・千住保健所では、ことし第一回の狂犬病予防注射と畜犬登録の出張受け付けを行ないます。（登録手数料三〇〇円、注射手数料二五〇円）

▽四月六日（月）＝第十五出張所・本木西町氷川神社　▽七日（火）＝第九出張所　▽八日（水）＝西新井警察署前環七陸橋下・第六出張所　▽九日（木）＝島根警神社・第七出張所瞬り氷川神社　▽十日（金）＝興野公民館・足立保健所　▽十三日（月）＝梅田赤不動・第十七出張所　▽十四日（火）＝西保木間氷川神社・第十九出張所　▽十五日（水）＝区役所第二庁舎（旧梅島支所）・第十四出張所

＝以上の場所は、いずれも午前十時～午後三時。▽十六日（木）＝伊興園つり堀（午前十時～十二時）・北鹿浜北野神社（午後二時～三時）　▽十七日（金）＝第十二出張所（午前十時～十二時）・第二十出張所（午後二時～三時）　▽二十日（月）＝第四出張所・第十三出張所　▽二十一日（火）＝千住宮元町千住神社・第十八出張所　▽二十二日（水）＝柳原神社・千住大川町千住公園　▽二十三日（木）＝区役所・東綾瀬瀬川出張所＝以上は、いずれも午前十時～午後三時。

区立幼稚園児募集

元宿幼稚園＝千住桜木町四五＝の園児を現在募集中です。まだ、数名の余裕がありますのでご希望のかたは、区役所内学務課学事係へお申し込みください。

これまで春に行なっていた大そうじを、つごうにより秋に行ないます。

お礼

区の育英資金にとのご寄付がありました。堀口銘治さん（梅田五丁目一三一九）、松本トさん（墨田区東向島二丁目一九一三）。

大そうじが「秋」に

■電話は要領よく…3月27日から足立電話局管内の公衆電話も3分打切りになりました。◎祝電は10日前からお受けしています（日本電信電話公社）